

仮想通貨取引約款

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、お客様と SBI バーチャル・カレンシーズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行なう仮想通貨取引に関する権利義務関係等を明確にするための取り決めです。

(定義)

第2条 仮想通貨取引とは仮想通貨の売買を行なう取引（以下「本取引」といいます。）をいいます。

2 本約款において「口座開設希望者」とは、第3条において定義された「口座開設希望者」を意味します。

3 本約款において「登録情報」とは、第3条において定義された「登録情報」を意味します。

4 本約款において「お客様」とは、第3条に基づき本取引の利用者として当社の仮想通貨取引口座（以下「本取引口座」といいます。）開設がなされた個人を意味します。

5 本約款において「本サービス」とは、当社の本取引口座を利用した仮想通貨取引に関連するサービスを意味します。

6 本約款において「営業日」とは、当社が定めた本サービスを提供する日をいいます。

7 本約款において「預り金」とは、お客様が当社の本取引口座に預り金として預託している金銭の残高をいい、現物取引の決済に使用します。

8 本約款において「通知」とは、当社が提供するオンライントレード・システムを通じて、又はその他の方法によって、お客様にお知らせすべき内容を確認できるようにすることをいいます。

(口座開設)

第3条 本サービスの利用を希望する者（以下「口座開設希望者」といいます。）は、本約款を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの口座開設を申請することができます。

2 当社は、当社の基準に従って、口座開設希望者の口座開設の可否を判断し、当社が口座開設を認める場合にはその旨を口座開設希望者に通知し、この通知により口座開設希望者のお客様としての口座開設は完了したものとします。

3 前項に定める口座開設の完了時に、本約款の諸規定に従った本サービスの利用契約がお客様と当社間に成立し、お客様は本取引を当社の定める方法で利用することができます。

るようになります。

4 当社は、第1項に基づき口座開設を申請した者が、次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合は、口座開設を拒否することがあります。

- ① 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽の記載があった場合
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- ③ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
- ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項第3号及び同法律施行令第12条第3項に基づく同法律施行規則第15条に規定する外国政府等において重要な地位を占める者（以下「外国PEPs」という。）である場合
- ⑤ その他、当社が口座開設を適当でないと判断した場合

（届出事項の変更届出）

第4条 お客様は、当社に届け出ている氏名、住所その他の事項に変更があった場合、当社に対し直ちに書面又は当社の指定する電子的な方法をもってその旨を届出するものとします。

（リスク及び自己責任の確認）

第5条 お客様は、本取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「仮想通貨取引の契約締結前交付書面」及び電子的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。

- ① 本取引には、対象仮想通貨に係る仮想通貨市場の変動にともなうリスクがあること
- ② 本取引には、政治・経済情勢の変化及び各国政府の仮想通貨取引への規制等による影響を受けるリスクがあること
- ③ 本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること
- ④ 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う取引先の破綻等による取引制限又は現物取引残高の移管等の影響に起因する損害等の取引先信用リスクがあること
- ⑤ 本取引によって生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取り扱われること
- ⑥ 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとしてすべてを網羅しているわけではないこと

- 2 お客様及び当社は、本取引にあたり仮想通貨交換業者に関する内閣府令の規定その他法令諸規則等を遵守するものとします。

(取引口座)

- 第6条 お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みすることができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。
- ① 現物取引は、日本国内に居住する満20歳以上で行為能力を有すること
 - ② 本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること
 - ③ 本取引に係るリスク及び商品性格を十分に理解していること
 - ④ インターネットを通じた取引、確認及び管理が行なえること
 - ⑤ 当社の定めに従い取引を行えること
- 2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「仮想通貨取引口座開設申込書兼仮想通貨取引についての確認書」その他当社の指定する書面を当社の指定する電子的方法によって差し入れるものとします。
- 3 本取引に関して、取引の執行、売買代金の決済、預り金等の金銭の授受等は、本取引口座を通して行うものとします。

(資産の分別管理)

- 第7条 当社にお預け入れいただいたお客様の預り金は、当社の資産とは明確に分別管理しています。
- 2 買付等によりお預りしている仮想通貨は、お客様専用のウォレットを用いてブロックチェーン上での取引を区別し当社の資産とは明確に区分して、分別管理しています。

(仮想通貨の種類・分岐)

- 第8条 本取引において取扱う仮想通貨及び取引の種類は、当社が定めるものとします。
- 2 当社の取扱う仮想通貨につき分岐（ハードフォーク）が行われた場合、当社は、当社がお預かりしている分岐前のお客様の仮想通貨につき、分岐後に誕生した新しい仮想通貨をお客様に取得させる義務を負いません。なお、分岐後に誕生した新しい仮想通貨の適法性、安定性等に問題が無いことを確認した場合、当社の裁量により、お客様に新しい仮想通貨を取得させることができます。

(取引日)

- 第9条 本取引における営業日、取引時間、注文の受付日、受付時間及び執行時間は、当社

が定めるものとします。

(注文)

第 10 条 お客様は、本取引に係る売買注文を行なう際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。

- ① 注文する仮想通貨
- ② 売付取引又は買付取引の取引種別
- ③ 注文金額又は注文数量
- ④ 売買注文の種類(執行条件、執行数量条件)
- ⑤ 価格(成行注文を除く。)
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

2 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行ない、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メールその他の方法による受注は原則として行わないものとします。ただし、当社が別途定める場合においては、この限りではないものとします。

3 お客様が新規注文を発注するのに必要な預り金を満たしている場合であっても、当社が本取引の継続が不適當であると判断したとき、当社は、お客様の新規注文に対して制限を加える場合があります。

4 当社は、当社が本取引に関連して取引を行う取引先、本取引の対象となる仮想通貨及びその関連状況によっては、一時的に取引を休止、取引条件の変更又は制限を加える場合があります。

5 仮想通貨市場の状況等によっては、本取引におけるお客様の注文が必ずしも指定した価格で約定するとは限らず、また当該注文が成立しない場合があります。

6 当社が提供するオンライントレード・システムにおいて表示に誤りが生じた場合（当社が提示する仮想通貨レートが仮想通貨市場の実勢レートと大幅に乖離している等明白な誤りと合理的に判断できる場合を含みます。）、当社が当該誤りを訂正する権利を有します。

7 当社が誤って表示した価格に基づく注文の執行又は約定がなされた場合、当社が当該注文の取消又は約定内容の訂正を行なう権利を有します。なお、当社は前項の約定内容の訂正をする場合には、当該注文時において正常に表示されていたとした場合の価格に訂正するように努めるものとします。

8 当社が提供するオンライントレード・システムにおいて、誤って表示された価格に基づく注文の執行又は約定がなされた後、引き続いて他の注文の執行又は約定がなされた場合においても、当社が当該他の注文の取消又は約定内容の訂正を行なう権利を有します。

9 本取引における取引注文の数量の上限は、当社が定めるものとします。

(仮想通貨レート)

第 11 条 当社は、お客様に仮想通貨の購入価格及び売却価格を提示いたします。しかし、状況は時々刻々変化するため、この価格で売買成約することを保証するものではありません。

(預り金の入金/出金)

第 12 条 お客様からの入金は預り金とします。預り金には付利しません。

2 当社は、預り金出金については、原則、預り金残高の出金請求を行なった営業日から所定の銀行営業日後に、お客様の指定した銀行口座へ送金手続きを行なうものとします。メンテナンス等により所定の日数以降になる場合には、あらかじめ当社所定の方法でお知らせします。

(取引手数料)

第 13 条 お客様は、当社が別途定める本取引に係る所定の出金手数料を当社に支払うものとします。

(期限の利益の喪失)

第 14 条 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社から通知、催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。

- ① 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ② 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- ③ 本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送された場合
- ④ お客様の当社に対する本取引又は一切の債務について差し入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があった場合
- ⑤ 租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 国内の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が発生した場合
- ⑦ 住所変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、当社にてお客様の所在が不明となり、又は連絡不能となった場合
- ⑧ お客様が死亡したとき、又は制限行為能力者となった場合

2 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社からの

通知、催告等によって本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとします。

- ① 本取引に係る債務、又はその他一切の債務のいずれかについての一部でも履行を遅滞した場合
- ② お客様が本約款又はその他当社取引規程に記載された各条項のいずれかに違反した場合
- ③ 当社がお客様における本取引の継続が不相当であると判断した場合
- ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた当社が判断した場合

(差引計算)

第 15 条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によってお客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限の如何にかかわらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができるものとします。

2 前項の相殺における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

3 第 1 項の相殺における債権債務の支払通貨が異なるときに適用する仮想通貨レートは、当社が妥当と判断する実勢の仮想通貨レートを適用するものとします。

(充当の指定)

第 16 条 お客様が当社に対する債務の弁済を行ない、又は前条の差引計算を行なう場合において、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を弁済させるのに足りないときは、お客様が当社に対して有する一切の債権につき、当社が適当と認める順序方法により弁済充当することができるものとします。

(決済条件の変更)

第 17 条 お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が決済条件の変更を行なった場合には、その措置に従うものとします。

(遅延損害金の支払い)

第 18 条 お客様が本取引に係る債務の履行を怠ったときは、当社が請求した日の翌日から債務の完済日まで、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金を支払うものとします。

(報告)

第 19 条 お客様は、お客様について第 14 条第 1 項の事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

(報告書等の作成及び提出)

第 20 条 当社は、当社が資金決済法その他法令諸規則等に基づき、本取引の内容その他を監督官庁等の行政機関及び自主規制団体、司法機関等に報告し、当該報告に関する必要な協力を行う場合があります。

(定期通知)

第 21 条 お客様は、毎月、入出金明細、取引明細、預り金残高、預入仮想通貨残高等が内容に相違ないか、確認をして頂くものとします。当社は毎月、お客様に確認依頼を所定の方法により通知するものとします。

(通知の効力)

第 22 条 当社からお客様に対する本取引に関する通知がお客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由によって遅延又は到達しなかった場合、当社は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(サービス内容の変更)

第 23 条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービス内容を変更することができるものとします。

(権利帰属)

第 24 条 当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に定める口座開設に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。口座開設者は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。

(解約等)

第 25 条 次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を一時的に停止し、又は解約できるものとします。

- ① お客様が当社に対し本取引口座の解約の申し入れをした場合
- ② お客様が、資金決済法その他法令諸規則等、当社各規程、本約款、その他当社が定める本取引に関するルールに定める事項に違反し、当社が本取引口座の解約を通告した場合
- ③ お客様が第 14 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合
- ④ お客様が第 36 条の本約款の変更に同意しない場合
- ⑤ お客様が反社会的勢力ではないことを表明・確約いただけない場合若しくは、表明・確約が虚偽と判明した場合
- ⑥ 外国 PEPs であることが判明した場合
- ⑦ 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- ⑧ 当社、他のお客様その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- ⑨ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ⑩ 第 3 条第 4 項各号に該当する場合
- ⑪ お客様が当社若しくは当社従業員に対して、電話、FAX、メール、メッセージなどの連絡手段で高圧的な態度を取った場合
- ⑫ 前各号のほか、当社がやむを得ない事由により本サービス提供の中止を申し出た場合

(保証の否認)

第 26 条 当社は、仮想通貨の売買、その他関連サービス並びに仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途につき如何なる保証及び如何なる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。さらに、お客様が当社から直接又は間接にサービス又は他のお客様に関する情報を得た場合であっても、当社はお客様に対し本約款において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものとします。

- 2 お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、お客様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

(免責事項)

第 27 条 次の各項に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

- ① 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指

導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害

- ② 電信、インターネット又は郵便の誤謬、誤配、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当社にお客様から告知、提出された書類の内容と登録情報とが相違ないものと認めて、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害
- ④ お客様が入力したか否かに係らず、入力されたID・パスワードと当社に登録されているID・パスワードの一致を確認して行なわれた取引により、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害
- ⑤ お客様と当社とを結ぶ通信回線及びシステム機器の瑕疵、障害又は通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害
- ⑥ お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、当社及び当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害
- ⑦ 本取引又は本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害（但し、当社に故意・重過失がある場合を除く）
- ⑧ 当社が第10条第3項及び第4項の規定に従いお客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害
- ⑨ 仮想通貨の価格が急速かつ大きく変動することにより生じた損害
- ⑩ 仮想通貨ネットワークや特定の取引所に対するサイバー攻撃によって生じた損害
- ⑪ 仮想通貨の注文が売り又は買いに偏るか、注文が極度に減るなどして取引ができなくなることによって生じた損害
- ⑫ 仮想通貨の決済完了が保証されない性質により、取引が遡って無効になることで生じた損害
- ⑬ 仮想通貨の不可逆的な仕様変更（ハードフォーク）が生じて、仮想通貨の取引台帳が2つに分岐し、相互に互換性がなくなることで、価値が下がったり取引が遡って無効になる等により生じた損害
- ⑭ 仮想通貨の発行総数の51%以上を悪意ある者が保有することで不正な取引が生じて仮想通貨の価値が無くなることにより生じた損害
- ⑮ そのほか、当社の責めに帰すことのできない仮想通貨に関連した事由により生じた損害
- ⑯ 第14条、第35条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害
- ⑰ お客様の注文が成立せず、又はお客様間の売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合により生じた損害

- ⑱ 仮想通貨に対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制若しくは関連した税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これによりお客様に生じた損害
 - ⑲ 本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更又は情報の削除又は消失、お客様の口座の取消、サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他サービスに関連してお客様が被った損害
- 2 本サービスにおいて当社は、お客様の注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、お客様の注文が成立せず、又はその他契約の成立又は有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、お客様に対して、損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
- 3 本サービス又は当社ウェブサイトに関連してお客様と他のお客様又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
- 4 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、システムの異常によるサービスにおける仮想通貨にかかる約定期間を取り消すことができます。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連してお客様が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

(紛争処理及び損害賠償)

- 第 28 条 お客様は、本約款に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 2 債務不履行、不法行為、その他法律上の請求原因を問わず、当社が、お客様に対して賠償する損害の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定され、間接損害、特別損害等を含まないものとします。

(秘密保持)

- 第 29 条 本約款において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、お客様が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、(1)当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、

(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

- 2 お客様は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3 第 2 項の定めにかかわらず、お客様は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
- 4 お客様は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

(連絡/通知)

第 30 条 本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知、及び本約款の変更に関する通知その他当社からお客様に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

- 2 お客様の解約は本約款に則って行うものとします。

(本約款の譲渡等)

第 31 条 お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務につき、お客様が当社に対して有する本取引、又はその他一切の債権につき、お客様はその全部又は一部を第三者に譲渡、移転、又は質入れその他処分をすることはできないものとします。

(分離可能性)

第 32 条 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びお客様は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

(協議解決)

第 33 条 当社及びお客様は、本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

(適用法)

第 34 条 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

(専属的合意管轄)

第 35 条 お客様は、本取引に関する訴訟の必要が生じた場合について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

(約款の変更)

第 36 条 本約款は、法令の変更、又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合、変更されることがあります。

2 本約款の変更内容がお客様の従来の特権を制限する又はお客様に新たな義務を課すものである場合、その内容を当社の定める方法によって通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

3 本約款の変更内容が前項以外のものである場合、その内容を WEB サイトで掲示するなど当社の定める方法によって公表します。

(2018 年 8 月施行)

SBIVC02_201808_001